

令和元年6月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明																																	
	<p align="center">「 条 例 案 」 14件</p>																																		
1	<p>秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）：令和元年5月15日公布、一部を除き公布の日施行</p>	<p>○改正理由 選挙長等の報酬の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 選挙長等の報酬の額を次のように引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="778 813 1362 1288"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">日額（単位：円）</th> </tr> <tr> <th>種 別</th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>10,800</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>12,800</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>11,300</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>10,800</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>10,900</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>9,600</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>指定病院等における不在者投票の外部立会人</td> <td>10,900</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以内</td> <td>以内</td> </tr> <tr> <td>開票および選挙立会人</td> <td>8,900</td> <td>8,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行期日 公布の日から</p>	日額（単位：円）			種 別	改正後	現 行	選挙長	10,800	10,600	投票所の投票管理者	12,800	12,600	期日前投票所の投票管理者	11,300	11,100	開票管理者	10,800	10,600	投票所の投票立会人	10,900	10,700	期日前投票所の投票立会人	9,600	9,500	指定病院等における不在者投票の外部立会人	10,900	10,700		以内	以内	開票および選挙立会人	8,900	8,800
日額（単位：円）																																			
種 別	改正後	現 行																																	
選挙長	10,800	10,600																																	
投票所の投票管理者	12,800	12,600																																	
期日前投票所の投票管理者	11,300	11,100																																	
開票管理者	10,800	10,600																																	
投票所の投票立会人	10,900	10,700																																	
期日前投票所の投票立会人	9,600	9,500																																	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	10,900	10,700																																	
	以内	以内																																	
開票および選挙立会人	8,900	8,800																																	
2	<p>秋田市市税条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）：平成31年3月29日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方税法の一部改正（平成31年法律第2号）に伴い、軽自動車税の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前年度に法人の市民税の減免を受け、当該年度も引き続き減免を受けた事由に変更がない認可地縁団体等は、減免申請書の提出を要しないこととする。 2 住宅借入金等特別税額控除に係る控除期間の拡充に伴い、その適用期限を2年間延長する。 3 特定期間に取得された自家用の三輪以 																																	

<p>3 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する件 ・不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号） ：平成30年5月30日公布、一部を除き令和元年7月1日施行</p>	<p>上の軽自動車で乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の税率の特例等について規定する。</p> <p>4 令和2年度分および令和3年度分の軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について規定する。</p> <p>5 前年において年末調整の適用を受けた給与を有する者が提出する申告書の記載事項を簡素化する。</p> <p>6 個人の市民税の非課税対象に、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加える。</p> <p>7 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、電気軽自動車等に限って、適用期限を2年間延長する。</p> <p>8 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。ただし、3および4は令和元年10月1日から、5は令和2年1月1日から、6は令和3年1月1日から、7は同年4月1日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例 (2) 秋田市行政不服審査法施行条例</p> <p>○施行期日 令和元年7月1日から</p>
---	---

<p>4 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 住居表示の実施に伴い、大住地区コミュニティセンターの位置の表示を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 大住地区コミュニティセンターの位置の表示を「秋田市仁井田字西潟敷463番地」から「秋田市大住南二丁目7番24号」に改める。</p> <p>○施行期日 令和元年7月1日から</p>
<p>5 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）：平成30年2月16日公布、平成31年4月1日施行</p> <p>・児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第15号）：平成31年2月15日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第15号）等に伴い、母子生活支援施設の職員の資格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心理療法担当職員の資格要件に、短期大学で心理学等を修めて卒業した者は含まれないこととする。 2 母子支援員の資格要件に、児童福祉施設の職員を養成する専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととする。 <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>6 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）：平成31年3月29日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成31年厚生労働省令第50号）に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 放課後児童支援員の資格要件に、政令指定都市の長が行う研修を修了した者を含むこととする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>

<p>7 秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する件 ・元号を改める政令(平成31年政令第143号):平成31年4月1日公布、平成31年4月30日の翌日施行</p>	<p>○改正理由 元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>8 秋田市森林環境譲与税基金条例を設定する件 ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号):平成31年3月29日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基金の設置について規定する。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 3 基金に属する現金の管理方法について規定する。 4 基金の運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとする。 5 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、森林の整備およびその促進に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとする。 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。 	<p>○設定理由 森林環境譲与税を森林の整備およびその促進に要する経費に充てることを目的とする森林環境譲与税基金を設置するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和元年7月1日から</p>
<p>9 秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件 ・道路構造令の一部を改正する政令(平成31年政令第157号):平成31年4月19日公布、同月25日施行</p>	<p>○改正理由 道路構造令の一部改正(平成31年政令第157号)に伴い、自転車通行帯の設置要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車および自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車通行帯を設けること等とする。 2 自転車道の設置要件に道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを加える。 3 その他規定を整備する。

		<p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
10	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 地区計画の変更に伴い、檜山石塚谷地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 この条例を適用する地区整備計画の区域から檜山石塚谷地地区整備計画の区域を削る。 2 檜山石塚谷地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を廃止する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
11	秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 御所野学院高等学校の入学者の選抜の実施に伴い、同校の入学検定料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 御所野学院高等学校の入学検定料の額を2,200円とする。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
12	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）：令和元年5月24日公布、令和元年10月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和元年政令第12号）に準じ、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改める。</p> <p>○施行期日 令和元年10月1日から</p>

<p>13 秋田市火災予防条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）：平成31年2月28日公布、公布の日施行 ・不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）：平成30年5月30日公布、一部を除き令和元年7月1日施行 ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号）：平成30年3月28日公布、令和元年10月1日施行 	<p>○改正理由 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した施設に係る住宅用防災警報器等の設置の免除について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を加える。 2 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、規定を整備する。 3 消防法施行令の規定により消火器具を設置すべき防火対象物の範囲が拡大されることに伴い、規定を整備する。 <p>○施行期日 公布の日から。ただし、2は令和元年7月1日から、3は同年10月1日から</p>
<p>14 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）：平成30年12月12日公布、一部を除き令和元年10月1日施行 ・水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）：平成31年4月17日公布、令和元年10月1日施行 	<p>○改正理由 水道法の一部改正（平成30年法律第92号）等に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定給水装置工事事業者指定更新手数料の額を1件につき10,000円とする。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和元年10月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 12件</p>	
<p>15 秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する施行協定を締結する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市中通七丁目1番2号 ・協定金額 610,460,400円 ・協定の相手方 秋田市中通七丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長 菊地 正 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	<p>○秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する施行協定を締結しようとするもの</p>

16	泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設新設工事施行協定を締結する件	○泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設新設工事施行協定を締結しようとするもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市泉菅野二丁目18番地内 ・協定金額 259,160,000円 ・協定の相手方 秋田市中通七丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長 菊地 正 	
	※提出根拠法：地方自治法第96条第1項	
17	旧県立美術館改修工事請負契約を締結する件	○旧県立美術館改修工事請負契約を締結しようとするもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市千秋明德町3番7号 ・契約金額 477,840,000円 ・契約先 中央土建・伊藤・藤重特定建設工事共同企業体 ・工期 令和2年6月30日まで ・工事概要 内、外部改修工事 耐震補強工事 エレベーター増築工事 外構工事
	※提出根拠法：地方自治法第96条第1項	
18	旧県立美術館電気設備改修工事請負契約を締結する件	○旧県立美術館電気設備改修工事請負契約を締結しようとするもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市千秋明德町3番7号 ・契約金額 188,100,000円 ・契約先 日電興・千代田特定建設工事共同企業体 ・工期 令和2年6月30日まで ・工事概要 受変電・幹線・動力設備改修工事 空調電源・電灯・照明設備改修工事 自動火災報知設備改修工事 スタジオ音響設備改修工事ほか
	※提出根拠法：地方自治法第96条第1項	

19	旧県立美術館機械設備改修工事請負契約を締結する件	<p>○旧県立美術館機械設備改修工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市千秋明德町3番7号 ・契約金額 268,400,000円 ・契約先 羽後設備・山二施設建設工事共同企業体 ・工期 令和2年6月30日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備工事 給排水衛生設備工事 ガス設備工事ほか <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
20	県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事請負契約を締結する件	<p>○県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市旭南二丁目7番29号 ・契約金額 424,490,000円 ・契約先 池田・長谷駒建設工事共同企業体 ・工期 令和4年12月28日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 解体工事 建築工事 <ul style="list-style-type: none"> 主屋 一式 米蔵 一式 文庫蔵 一式 覆屋 一式 管理棟・外部WC棟工事 電気設備工事 機械設備工事 外構工事 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

21	仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結する件	<p>○仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市仁井田本町四丁目20番1ほか ・契約金額 337,700,000円 ・契約先 長谷駒・石川・山建開発特定建設工事共同企業体 ・工期 令和2年5月15日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 2,129.42㎡ 構造規模 鉄骨造平家建て 建築面積 849.99㎡ 延べ面積 792.47㎡ 施設内容 和室2室、洋室2室、調理室、談話コーナー、事務室、トイレ、多目的ホール等 外構工事 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
22	市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事請負契約を締結する件	<p>○市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺岩見字深沢地内 ・契約金額 396,000,000円 ・契約先 奥山・岡精・渡部特定建設工事共同企業体 ・工期 令和3年3月25日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 復旧延長 L=193.0m <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
23	泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約を締結する件	<p>○泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市泉菅野二丁目地内ほか ・契約金額 365,200,000円 ・契約先 佐々木・珍田・足利特定建設工事共同企業体 ・工期 令和2年11月20日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

24	はしご付消防ポンプ自動車を買 入れる件	<p>○はしご付消防ポンプ自動車を買入れよ うとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 118,800,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 令和2年2月28日まで ・主要諸元 <p>条 件 はしご付消防ポンプ自動車 15m級</p> <p>全 長 7,200mm以下 全 幅 2,300mm以下 乗車定員 6名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
25	消防ポンプ自動車を買入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を買入れようとする もの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 43,230,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和2年2月28日まで ・主要諸元 <p>条 件 消防ポンプ自動車CD-I型水 槽付き</p> <p>全 長 6,200mm以下 全 幅 2,000mm以下 乗車定員 5名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
26	救急自動車を買入れる件	<p>○救急自動車を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田南消防署 ・契約金額 21,546,000円 ・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社 ・納期 令和元年9月30日まで ・主要諸元 <p>条 件 高規格救急自動車</p> <p>全 長 5,800mm以下 全 幅 2,050mm以下 乗車定員 7名</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

「 予 算 案 」 3 件

- 27 令和元年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
- 28 令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
- 29 令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

「 追加提案 」

「 人 事 案 」 1 件

- 30 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○人権擁護委員長谷部正直氏の任期満了(令和元年9月30日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの

・任期3年

※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項